



2024年5月7日

大阪市教育委員会 教育長 多田 勝哉 様

Democracy for Teachers and Children

～「君が代」処分撤回！松田さんとともに～

(略称 D-TaC) XXXXXXXXXX

顛末書にかかわる再質問書

今回再提出する2021年6月24日付「顛末書にかかわる質問書」への当時の回答は、「現に裁判所に係属中の事件であり、審理に影響する可能性がありますので、回答を控えさせていただきます。」でした。裁判の方は、今年(2024年)1月に終結しましたので、改めて質問書を提出します。なお、当時の大阪市ホームページに掲載された質問書と回答を参考として添付します。

【再質問事項】

1. 「勤務時間外に、公用の郵紙などは使わず私用の便箋などに、手書きで、反省・決意を含んだサンプルの形式に沿って書く」という「顛末書」の扱いについて、変更がありますか。変更があるなら、いつ、扱いのどの部分を、どういう理由で変えたのですか。
2. 2015年3月30日付の松田さんの質問と同内容の質問をしますので、お答えください。

(1) 大阪市職員基本条例第43条第2項には、「職務上の命令を受けた職員は、当該職務上の命令が違法又は不当であると思料するに足る相当の理由がある場合は、相当の期間内に当該職務上の命令を発した職員又はその上司に対し、意見を申し出ることができる。」とあり、第3項には、「前項の職務上の命令を発した職員又はその上司は、同項の規定による申出に理由があると認める場合は、当該職務上の命令を取り消さなければならない。」とあります。職務命令が、この大阪市職員基本条例第43条第2項・第3項に違反すると思ってその職務命令に従わなかった者に対しても、(項目2)「反省、今後の決意など」を含む「顛末書」の提出を求めるのですか。

(2) 懲戒処分決定にあたって、「顛末書」の提出を求めることには、法に定められた根拠があるのでしょうか。「顛末書」が規定された文書名とその内容を教えてください。

(3) 「顛末書」の目的を教えてください。

(4) 「顛末書」の提出は職務命令だったのでしょうか。勤務時間外の活動を職務命令にできるのでしょうか。

以上です。

検索 [検索ヘルプ](#)

[トップページ](#) > [市政](#) > [市政の透明化](#) > [団体等との交渉状況](#) > [各種団体との協議など](#) > [団体との協議等の実施状況](#)
[団体との協議等の実施状況一覧（教育委員会）](#) > [D-TaC～「君が代」処分撤回！松田さんとともに～大阪ネットワーク](#)

D-TaC～「君が代」処分撤回！松田さんとともに～大阪ネットワーク

ページ番号: 544736 2021年9月17日

団体名

D-TaC～「君が代」処分撤回！松田さんとともに～大阪ネットワーク

協議等の趣旨

県信聴取における願未書の提出について

担当局等

教育委員会事務局

要望書・本市の回答書・議事録（要旨）

[1 要望書\(PDF形式, 243KB\)](#)

[2 回答書\(PDF形式, 30KB\)](#)

☐ SNSリンクは別ウィンドウで開きます



教育委員会事務局 総務部 総務課

電話: 06-6208-9079 ファックス: 06-6202-7062

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所3階）

[メール送信フォーム](#)

2021年6月24日

大阪市教育局 教育長 山本 晋次 様

Democracy for Teachers and Children

～「君が代」処分撤回！松田さんとともに～（略称 D-TaC）

「日の丸・君が代」強制反対・不起立処分を撤回させる

大阪ネットワーク（代表 黒田 伊彦）

顛末書にかかわる質問書

【質問の趣旨】

大阪市立中学校教員だった松田幹雄さんは、2015年3月12日中野中学校卒業式での「君が代」斉唱時不起立・不斉唱にかかわって行われた3月16日の事情聴取において、顛末書の提出を求められました。当時のやり取りは以下です。（「事情聴取記録」より）

<2015年3月16日事情聴取時のやり取り（一部）>

（「田岡」は大阪市教育局事務局教務部教職員人事担当服務・監察グループ田岡係長）

田岡：先生のお気持ちはわかりました。今日の事情聴取を踏まえまして、顛末書を書いて頂きたいということです。

松田：ここ（上申書）に書いた中味と同じ。

田岡：サンプルということで、形はそういう形でお願いします。

松田：これを例えば上申書として書き直していいのか。

田岡：いえ、そのような形でお願いします。

松田：反省、決意などを繰り返したらいいのか。

田岡：サンプルですので、便せん等にすべて手書きで、公用の罫紙などは使わずに。

松田：これ（上申書）を受け取ってもらったので、これは簡単でも。

田岡：これがあるから、それがいないというのではないので。

松田：経過はそこに書いているのでそれを写します。今後の決意、反省は狭いですけど自分なりに書きます。

田岡：顛末書を書いていただくのは校務ではありませんので、勤務外の時間に書いていただきますようにお願いします。3月19日（木）までに学校長に提出してください。

松田：そういうふうに一応聞きましたけど、これが例えば、上申書とわざわざ書いたものを受け取らないのかどうか。

田岡：中味にもよりますが、今回の事情聴取を踏まえて、事実経過やり取りを書いていただいて、生徒、地域、保護者などに対する反省を顛末書に書いてください。

松田：それが要望というか主旨だということはわかりました。

田岡：要望ではありません、命令です。従って頂きますようにお願いします。

松田：中味はこう思っていないので、反省していないのに反省していますとは書けません。

田岡：これで終わります。

以上

松田さんは、事情聴取の翌日、時間年休を取って、便せん2枚に手書きで「上申書(2)」と題した文書を作成して校長に提出しました。3月19日に校長から「顛末書は出さないのか」との確認があり、松田さんは、「顛末書としては扱えないのなら、16日に提出した上申書の補足文書とし、公文書として扱ってほしい」と要望しました。

以上の経過を踏まえて、松田さんは、2015年3月30日付で、「大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当様・大阪市立中野中学校長 山本哲哉様」あてで、「『顛末書』の目的・性格等についての質問」(別紙)を提出しましたが、回答がありませんでした。

当時からすでに6年以上たっていますが、今も、懲戒処分の手続きの一環として顛末書提出が求められています。もしも、今でも、「顛末書」の扱いが2015年当時と変わっていないのであれば、人権にかかわる大きな問題を含んでいるものと考えます。

以下、質問します。

【質問事項】

1. 「勤務時間外に、公用の郵便などは使わず私用の便箋などに、手書きで、反省・決意を含んだサンプルの形式に沿って書く」という「顛末書」の扱いについて、変更がありますか。変更があるなら、いつ、扱いのどの部分を、どういう理由で変えたのですか。

2. 2015年3月30日付の松田さんの質問と同内容の質問をしますので、お答えください。

(1) 大阪市職員基本条例第43条第2項には、「職務上の命令を受けた職員は、当該職務上の命令が違法又は不当であると思料するに足る相当の理由がある場合は、相当の期間内に当該職務上の命令を発した職員又はその上司に対し、意見を申し出ることができる。」とあり、第3項には、「前項の職務上の命令を発した職員又はその上司は、同項の規定による申出に理由があると認める場合は、当該職務上の命令を取り消さなければならない。」とあります。職務命令が、この大阪市職員基本条例第43条第2項・第3項に違反すると思ってその職務命令に従わなかった者に対しても、項目2が「反省、今後の決意など」である「顛末書」の提出を求めるのですか。

(2) 懲戒処分決定にあたって、「顛末書」の提出を求めることには、法に定められた根拠があるのでしょうか。「顛末書」が規定された文書名とその内容を教えてください。

(3) 「顛末書」の目的を教えてください。

(4) 「顛末書」の提出は職務命令だったのでしょうか。勤務時間外の活動を職務命令にできるのでしょうか。

以上

番号	1.
項目	「勤務時間外に、公用の郵便などは使わず私用の便箋などに、手書きで、反省・決意を含んだサンプルの形式に沿って書く」という「顛末書」の扱いについて、変更がありますか。変更があるなら、いつ、扱いのどの部分を、どういう理由で変えたのですか。
(回答) 現に裁判所に係属中の事件であり、審理に影響する可能性がありますので、回答を控えさせていただきます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9059

番号	2.
項目	2015年3月30日付の松田さんの質問と同内容の質問をしますので、お答えください。
(回答) 現に裁判所に係属中の事件であり、審理に影響する可能性がありますので、回答を控えさせていただきます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9059